

2022年10月24日

全国厚生農業協同組合連合会
代表理事会長 山野 徹 様
代表理事理事長 中村純誠 様

全国厚生連労働組合連合会
中央執行委員長 岩本 宏 様



22秋闘に向けての要請と懇談のお願い

日々、農村医療の維持・発展にご尽力されている貴会に心より敬意を表します。

3年近くもの間、コロナ禍が継続する中で、医療現場の疲弊はさらに深くなっています。21年度の年間一時金は、20年度ほどの混乱はなかったものの、なんとか例年水準を維持してきました。しかし消費税10%増税に伴う諸物価の高騰に加えて、22年2月に始まったロシアによるウクライナ侵略戦争が経済に大きな影響をもたらしています。また実際の労働実態に見合う賃金でもありません。また常に緊張した勤務や日常の行動制限が継続し、そのストレスは計り知れないものがあります。

まずは「自助で」と社会保障理念を後退させた菅政権に変わって岸田政権になり、21年度補正予算での「看護職員処遇改善事業補助金」や、10月からの「看護職員処遇改善評価料」創設などの政府主導の賃上げ政策も行われています。しかし処遇改善の対象は、一部の救急医療機関に限られ、対象者も就業看護職の4割弱にしか過ぎません。公的医療機関である厚生連病院は、対象病院は多いものの非対象病院もあり、同じ県厚生連の中でありながら処遇に違いが生じています。さらにコメディカルへも支給可能とする制度の中で、医療スタッフ間における分断も生じています。

22春闘における要請・懇談では、全厚連も「協同組合として事務等も含め全ての働く職員への公平・公正な賃上げ、処遇改善を求めて意思統一し、国や与党へ働きかけを行っている」と話されました。いまこそ協同組合として、使用者も労働者も、一つの方向性に向けて、協力や協同を進めるべきではないかと考えているところです。ついては、22秋闘を開始するにあたり、全厚労の重点要求とともに、今後の持続可能な社会構築に向けた共同について、要請と懇談をお願いするものです。多忙な中とは存じますが、なにとぞよろしくお願いいたします。

記

日時：2022年10月25日（火） 15時30分～16時30分

場所：JA全厚連会議室をお借りできれば幸いです。

参加者：全厚労四役8名（別紙1）が参加します。

要請内容：別紙2

以上

(別紙2) 全厚労 22 秋闘 要請及び重点要求項目

記

全厚連におかれましては、以下の大きな4点について、全厚連としての考え方や指針を示されるとともに、厚生連が真に「魅力ある組織」となるために、労使における協力共同を進めて頂くことや、各県厚生連への指導や支援等を行っていただくよう要請いたします。

1. 2021年度の決算状況並びに22年度の事業見通しを明らかにするとともに、職員の生活と雇用を守るため、実質賃金を維持・向上させるよう賃金・年末一時金の前年水準以上の引き上げ、改善を図られること

看護職員処遇改善評価料、介護職員ベースアップ支援加算など、収入増に資する診療報酬、介護報酬、補助金等を確保するよう各県厚生連への指導・支援を強めるとともに、医療機関や施設に働く全ての労働者がモチベーションを向上し、職場に定着するような賃金水準を確保できるよう、政府・自治体、政党、諸団体等に積極的な働きかけを行っていただきたい。

2. 「医師の働き方改革」への対応、地域偏在への課題についての全厚連の考えを示して頂くとともに、厚生連協同組合として、農協組合員や地域住民へも必要かつ十分な説明を尽くされること

3. 医療現場の「働き方」を見直し、「働き続けられる職場」をつくるため、以下に取り組むこと

①36協定の遵守はもちろん、業務のあり方、研修・委員会の見直しを進め、時間外・休日労働はできる限り少なくすること。「サービス残業」や「不払い残業」を一掃すること。

②年休5日以上取得はもちろん、年休の完全取得に向けた計画へ向けて労使協議を行うこと。また2022年度においては、前年よりも各人の年休取得日数を2日増進させ、年休取得率70%以上（政府の過労死防止大綱での2020年度目標）を早期に達成させること。

③看護師確保に力を注ぐこと。特に夜勤交替制勤務においては、「勤務間インターバル制度」導入の努力義務化と併せて、月6日以内夜勤実現へ向けて、「正循環」勤務・夜勤のグレードアップなど夜勤交替制制度を見直し、夜勤協定

を締結し直すこと。

- ④使用者の「安全配慮義務」を徹底し、トップとしてのハラスメント根絶宣言を発すること。各施設での労働安全衛生委員会をしっかりと機能させ、メンタルヘルス対策、ストレスチェックの活用等を進めること。

20年12月には全厚連「ハラスメント撲滅宣言（案）」の通知発出がありましたが、県としての宣言発出や対策強化は一部に留まっています。労働安全衛生委員会活動強化を含めて、さらなる指導をお願いします。

以上のことを円滑に進めるために各県厚生連や病院における管理者研修を積極的に行うこと。

4. 厚生連（協同組合）医療を守り、発展させるために、以下の施策を行うこと。

- ①農村部や地方での医療提供体制確保のため、労使共同の取り組みを検討すること（例えば、首都圏・都市地域での厚生連病院に向けた「Uターン・Iターン」による人材確保のための共同イベントやキャンペーンなど）。

- ②協同組合らしい労使関係を築くこと。特に近年、労働関連法を熟知していない経営者・管理者が散見されることから、「不当労働行為」についての管理者研修を行うことその他、全厚労役員や各県労組役員の「配転」等に関わる人事ルールや交渉ルールなどについて、全厚連・全厚労間の協定を交わすなど、協同組合の発展を目指す健全な労使関係を築いていくこと。

以上